様式第１号（第６条関係）

景観形成補助金交付申請書

|  |
| --- |
| 　　年　　　月　　　日　朝霞市長　宛住所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（名称及び代表者名）連絡先　　　　　　　　　　　　　　　　　朝霞市みどりのまちづくり基金施行規則第４条第４号の規定により、景観形成補助金の交付を受けたいので、朝霞市景観形成補助金交付に関する事務取扱基準第６条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。記 |
| 見積額（予算額） | 金　　　　　　　　　円 | 申請額 | 金　　　　　　　　　円 |
| 交付対象行為 | 第３条第１項第　　　　号 |
| 行為の実施箇所 | 朝霞市 |
| 行為の実施期間 | 着手予定　　　　　　　　　　完了予定　　　　年　　　月　　　日　～　　　　年　　　月　　　日 |
| 交付対象行為の具体的な内容 |  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
| 備考 |  |

様式第２号（第７条関係）

第　　　　号

年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　様

朝霞市長　　　　　　　　　印

景観形成補助金交付（不交付）決定通知書

　　　年　　　月　　　日付で申請のあった景観形成補助金の交付については、朝霞市景観形成補助金交付に関する事務取扱基準第７条の規定により、下記のとおり交付（不交付）を決定しましたので通知します。

記

１　交付（不交付）決定年月日　　　　　　　　年　　　月　　　日

２　交付決定番号　　　　　　　　　　第　　　‐　　　号

３　交付見込額　　　　　　　　　　　金　　　　　　　　　　　円

４　交付条件

　　（１）申請内容に記載した内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

　　（２）申請者は、当該事業が完了したとき、又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、朝霞市みどりのまちづくり基金の処分に関する事務取扱基準第９条に基づき当該事業に係る実績報告をすること。

　　（３）当該事業が朝霞市みどりのまちづくり基金の処分に関する事務取扱基準第１３条に掲げる要件に該当したときは、交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

　　（４）補助金の交付対象となった建造物、樹木等について権利を有する者は、当該建造物、樹木等の適正な管理に努めなければならない。

（不交付の理由）

様式第３号（第８条関係）

景観形成補助金交付変更申請書

|  |
| --- |
| 　　年　　　月　　　日朝霞市長　宛住所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（名称及び代表者名）連絡先　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日付第　　　号で交付決定された補助金交付申請書の内容を変更したいので、朝霞市景観形成補助金交付に関する事務取扱基準第８条第１項の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。記 |
| 変更理由 |  |
| 見積額（予算額） | 変更前 | 申請額 | 変更前 |
| 金　　　　　　　　　円 | 金　　　　　　　　　円 |
| 変更後 | 変更後 |
| 金　　　　　　　　　円 | 金　　　　　　　　　円 |
| 交付対象行為 | 変更前 | 第３条第１項第　　号 | 変更後 | 第３条第１項第　　号 |
| 行為の実施箇所 | 朝霞市 |
| 行為の実施期間 | 着手予定　　　　　　　　　　完了予定　　　　年　　　月　　　日　～　　　　年　　　月　　　日 |
| 交付対象行為の具体的な内容 | 変更前 | 変更後 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
| 備考 |  |

様式第４号（第８条関係）

第　　　　号

年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　様

朝霞市長　　　　　　　　　印

景観形成補助金交付（不交付）決定変更通知書

　　　年　　　月　　　日付で変更申請のあった景観形成補助金の交付については、朝霞市景観形成補助金交付に関する事務取扱基準第８条第２項の規定により、下記のとお

り交付（不交付）を決定しましたので通知します。

記

１　交付（不交付）決定年月日　　　　　　　　年　　　月　　　日

２　交付決定番号　　　　　　　　　　第　　　‐　　　号

３　交付見込額　　　　　　　　　　　金　　　　　　　　　　　円

４　交付条件

　　（１）申請内容に記載した内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

　　（２）申請者は、当該事業が完了したとき、又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、朝霞市みどりのまちづくり基金の処分に関する事務取扱基準第９条に基づき当該事業に係る実績報告をすること。

　　（３）当該事業が朝霞市みどりのまちづくり基金の処分に関する事務取扱基準第１３条に掲げる要件に該当したときは、交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

　　（４）補助金の交付対象となった建造物、樹木等について権利を有する者は、当該建造物、樹木等の適正な管理に努めなければならない。

（不交付の理由）

様式第５号（第９条関係）

景観形成補助金対象事業実績報告書

|  |
| --- |
| 　　　年　　　月　　　日朝霞市長　宛住所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （名称及び代表者名）連絡先　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日付第　　　号で交付決定を受けた行為について、朝霞市景観形成補助金交付に関する事務取扱基準第９条の規定により、下記のとおり報告します。記 |
| 交付対象行為 | 第３条第１項第　　　　号 |
| 行為の実施箇所 | 朝霞市 |
| 行為の完了年月日 | 年　　　月　　　日 |
| 交付決定日及び番号 | 年　　　月　　　日　　　第　　　‐　　　号 |
| 補助金対象事業経費 | 金　　　　　　　　　　　円 |
| 交付決定見込額 | 金　　　　　　　　　　　円 |
| 備考 |  |

様式第６号（第１０条関係）

第　　　　号

年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　様

朝霞市長　　　　　　　　　印

景観形成補助金交付額確定通知書

　　　　年　　　月　　　日付で実績報告のあった交付対象行為に対する補助金の交付額を確定しましたので、朝霞市景観形成補助金交付に関する事務取扱基準第１０条の規定により通知します。

記

１　交付額　　　　　金　　　　　　　　　　　円

２　補助金の請求

　　　申請者は、本通知を受けたときは、朝霞市景観形成補助金交付に関する事務取扱基準第１１条に規定する景観形成補助金交付請求書（様式第７号）を提出しなければならない。

様式第７号（第１１条関係）

景観形成補助金交付請求書

|  |
| --- |
| 　　　年　　　月　　　日朝霞市長　宛住所　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （名称及び代表者名）　　　　年　　　月　　　日付第　　　号で確定された景観形成補助金について、朝霞市景観形成補助金交付に関する事務取扱基準第１１条の規定により、下記のとおり請求します。記 |
| 請求額 | 金　　　　　　　　　　　円 |
| 振込指定口座 | 銀行名 |  | 支店名 | 　　　　　　　支店 |
| 口座種別 |  | 口座番号 |  |
| フリガナ |  |
| 口座名義人 |  |

（注）この請求書には、銀行名、支店名、口座番号及び口座名義人が分かる通帳のコピーを添付してください。

（注）申請者名義と振込先口座名義が異なる場合は、委任状を添付してください。

様式第８号（第１３条関係）

第　　　　号

年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　様

朝霞市長　　　　　　　　　印

景観形成補助金返還命令書

　　　年　　　月　　　日付景観形成補助金交付請求書に基づき交付した景観形成補助金については、朝霞市景観形成補助金交付に関する事務取扱基準第１３条の規定により下記のとおり返還を命じます。

記

１　返還決定年月日　　　　　　　　　年　　　月　　　日

２　返還決定番号　　　　　　第　　　‐　　　号

３　返還すべき金額　　　　　金　　　　　　　　　　　円

４　交付済金額　　　　　　　金　　　　　　　　　　　円

５　返還を命じる理由

６　返還期限　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　　日

７　返還方法